

記事提供：日本年金機構 年金事務所
全国健康保険協会 茨城支部
発行：財団法人 茨城県社会保険協会
水戸市南町3-4-12 常陽海上ビル8F
TEL.029-226-8005

社会保険 いはらき

3

人事異動の季節です。届出は正しく速やかに!

2012 March
NO.404

- 国民年金保険料のお知らせ
- 高額な外来診療を受ける皆さまへ
- 平成24年3月分から健康保険料率が変わります



「筑波の梅林」(撮影・つくば市): 日本写真家協会員 藤井 正夫

職場内で回覧しましょう

人事異動の季節です

届出は正しく
速やかに!

資格取得届

●被保険者になる人

適用事業所で常用的使用関係にある方は、国籍や本人の意思などに関係なく被保険者となります(七十歳以上の方は健康保険のみの被保険者となり、七十五歳からは適用事業所に使用されていても、後期高齢者医療の被保険者となりますので、資格を喪失します)。

●資格取得日

適用事業所に使用されるようになった場合は、被保険者資格を取得します。試用期間や見習期間を定めている場合であっても、**使用されるようになった日**が資格取得年月日となります。

●提出期限

五日以内

●パートタイマーの取扱い

パートタイマーなどの短時間労働者については、二日の労働時間と二カ月の勤務日数が一般社員のおおむね四分の三以上であれば被保険者となります。

●基礎年金番号

過去に公的年金に加入していた方については、基礎年金番号通知書または基礎年金番号記載の年金手帳の提出を求め、基礎年金番号を確認したうえで届書に記入してください。

●報酬月額

支払見込み額を記入します。見込み額は、基本給に通勤手当、家族手当などの固定的に支給される諸手当や残業手当等の非固定的な手当を加えて算出します。

残業手当等は、同じ業務に従事している方を参考に見込み額を算出してください。

●扶養家族のある方

被保険者によつて生計を維持されている方については、被扶養者になることができます。その場合は、資格取得届に被扶養者(異動)届を添付して提出します。なお、被扶養配偶者がいる場合は、国民年金第三号被保険者届(被扶養者(異動)届と二体を併せて提出してください)。

被扶養者になれる方の範囲は、三親等以内の親族で【図1】のとおりです。

●生計維持の基準

被扶養者の認定条件のひとつである「主として被保険者の収入によつて生活している」状態とは、【図2】の基準によります。

資格喪失届

●資格喪失日

転勤等の場合は、異動した日、退職の場合は、退職日の翌日が資格喪失日になります。

●提出期限

五日以内

●健康保険証の返納

資格喪失届に退職者及び被扶養者全員の健康保険証を添付してください(高齢受給者証や特定疾病療養受療証の交付を受けている場合には併せて添付してください)。

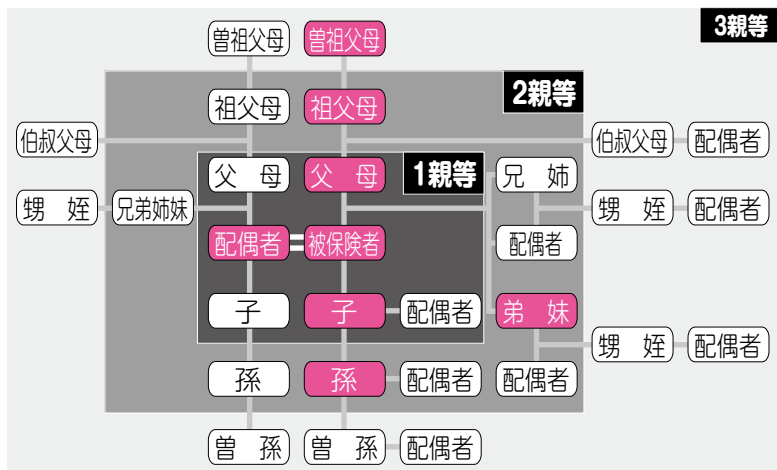
紛失等により返納できない場合は、回収不能届・減失届とともに提出をお願いします。

退職後の継続再雇用

雇用契約上いったん退職し、引き続き嘱託等として再雇用された場合は、事実上の使用関係が継続しているので被保険者資格も継続します。ただし、年金を受け取る権利のある六十歳から六十四歳までの方が、退職後二日の間もなく再雇用された場合は、再雇用された月から、再雇用後の給与に応じた標準報酬月額に決定することができます。

この場合は、「資格取得届」及び「資格喪失届」を同時に提出していただき、新たな雇用契約を結んだことが明らかにできる書類(退職したことが分かる書類、再雇用時の雇用契約書又は事業主の証明等)を添付していただく必要があります。

図1 被扶養者になることができる続柄



●の人は生計維持の関係が条件です ○の人は生計維持の関係と同一世帯が条件です

図2

130万円 対象者の年収状況 認定			
同居の場合	対象者の年収	130万円未満	○
	被保険者の年収	1/2未満	○
	対象者の年収	130万円以上	×
	被保険者の年収	1/2未満	×
別居の場合	対象者の年収	130万円未満	○
	被保険者の仕送額	仕送額未満	○
	対象者の年収	130万円未満	×
	被保険者の仕送額	仕送額以上	×
別居の場合	対象者の年収	130万円以上	×
	被保険者の仕送額	仕送額未満	×
	対象者の年収	130万円以上	×
	被保険者の仕送額	仕送額以上	×

認定を受ける時点の収入を年間に換算します。年金や失業等給付も対象となります。

国民年金保険料のお知らせ

平成23年度分の国民年金保険料の納付はお済みですか？

保険料を納め忘れて未納のままにしまうと…

- ・ 将来受ける年金額が減額になったり、年金が受けられない場合があります。
- ・ 万一の事故などで障害者になったときの障害年金が受けられない場合があります。
- ・ 一家の支え手が亡くなったときの遺族年金が受けられない場合があります。

納め忘れている方は、4月中に納めましょう。

平成24年4月分保険料から14,980円になります

国民年金保険料は、安心・便利な口座振替で！

保険料を当月振り替えにすると、早割制度で毎月50円お得になります。

口座振替のお申し込み方法

- 口座振替は、金融機関の窓口、または年金事務所で受け付けております。
- 口座振替のお申し込みには基礎年金番号の記入が必要です。年金手帳や納付書で、あらかじめ基礎年金番号をご確認ください。また、金融機関届出の押印が必要です。
- 申込用紙は、一部金融機関・年金事務所の窓口に備え付けてあります。日本年金機構ホームページ(<http://www.nenkin.go.jp/>)からプリントアウトして郵送でお申し込みいただくこともできます。

学生で保険料の納付が困難な方は「学生納付特例制度」をご利用ください

～学生の子ども(20歳以上)を扶養されている方にお勧めください～

学生納付
特例制度とは

学生の方で本人の前年所得が一定額以下の場合は申請することにより保険料の納付が猶予されます。(学生証など、学生であることの証明が必要です)

ポイント1

承認を受けた期間中に、万一の事故などで障害を負った場合には、障害基礎年金を受け取ることができます。

ポイント2

承認を受けた期間は、年金を受けとるための資格期間に算入されますが、年金額には反映されません。そこで、これらの期間の保険料は、10年以内であれば後で古い期間から順に納付していただけるようになっています(これを「追納」といいます)。

追納をする場合の保険料額は、学生納付特例を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた期間の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乘せされます。

高額な外来診療を受ける皆様へ

平成24年4月から 「認定証」提示により、窓口での支払いが 一定の金額に抑えられます!

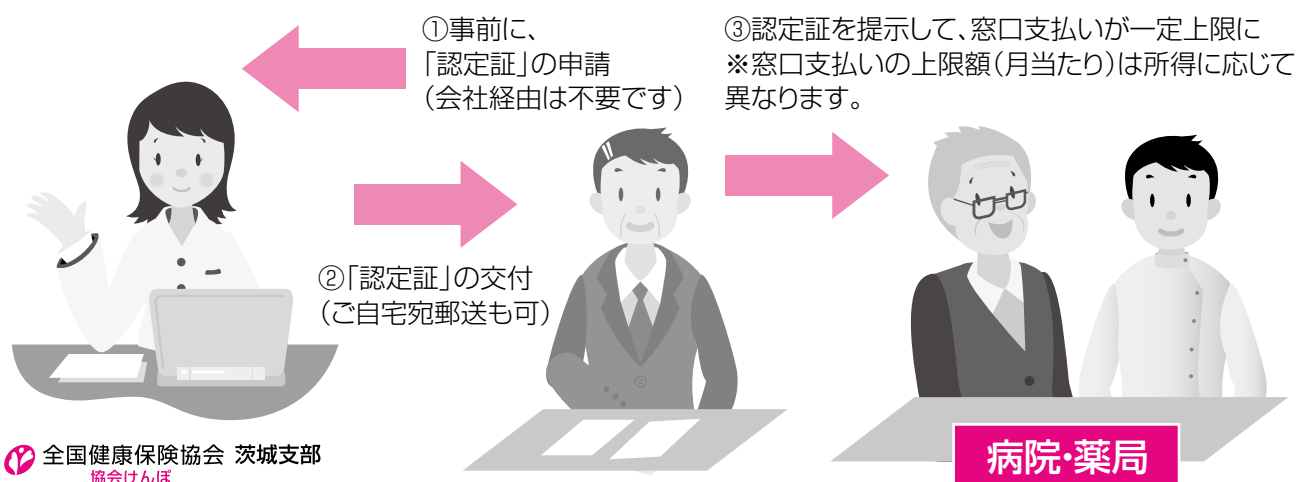
これまでの、外来での高額療養費の仕組み

高額な外来診療を受けたとき、ひと月の窓口負担が自己負担限度額以上になった場合は、いったんその額をお支払いいただき、申請によりあとで協会けんぽからお客様に払い戻す仕組みでした。

平成24年4月からの、外来での高額療養費の仕組み

高額な外来診療を受けるとき、事前に「認定証」の交付を受けることにより、限度額を超える分を窓口で支払う必要がなくなります。

毎月高額な外来診療やお薬の処方を受ける方は、ぜひご利用ください。



「認定証」を提示しない場合は、従来どおりの手続きになります。
(高額療養費の支給申請により、支払った窓口負担と限度額の差額をお支払いいたします。)

高額な外来診療を受診された方	事前の手続き	病院・薬局などで
●70歳未満の方 ●70歳以上の方で、非課税世帯の方	認定証(限度額適用認定証)の 交付を申請してください	「認定証」を窓口に表示してください
70歳以上75歳未満で、 非課税世帯等ではない方	必要ありません。	すでにお持ちの「高齢受給者証」を 窓口に表示してください

お問い合わせ先



全国健康保険協会 茨城支部
協会けんぽ

業務グループ ☎ 029-303-1582 (直通)

〒310-8502 水戸市南町3-4-57 水戸セントラルビル

協会けんぽホームページ <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/13,0,79html> または

協会けんぽ 茨城支部

検索

平成24年3月分から 協会けんぽの保険料率が変わります

協会けんぽの財政状況は、**年々増え続ける医療費や、高齢者医療への拠出金増大**などにより厳しさを増しており、本年も3月分保険料（4月納付分）から茨城支部の健康保険料率は9.93%への引き上げをお願いせざるを得なくなりました。

厳しい経済状況の中ではありますが、皆様の医療・健康・生活を支えるため、このようなご負担につきまして、何卒ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

健康保険料率	現 行	平成24年3月分から
	9.44%	9.93%
介護保険料率	現 行	平成24年3月分から
	1.51%	1.55%

○40歳から64歳までの方（介護保険第2号被保険者）は、健康保険料率に介護保険料率が加わります。

○変更後の健康保険料率と介護保険料率の適用は、3月分（4月納付分）からとなります。

また、賞与については、支給日が3月1日分からとなります。

3月末に健診のお知らせを お送りします

協会けんぽの健診費用補助事業のお知らせを3月下旬にお送りします。従業員の皆様に広くお知らせいただき、ぜひ積極的にご利用ください。宜しくお願い致します。

① 35～74歳の従業員様向け【生活習慣病予防健診】

生活習慣病予防健診には、多くのメリットがございます。その中の主なものをご案内いたします。

メリット

- 約18,000円の健診が6,843円の自己負担で受けられる上、保健指導も無料で受けられるので、従業員様の健康管理に有効です！
- この健診には、「がん検診」の内容も含まれるので、病気の早期発見などに有効です。
- この健診には事業所様に義務付けられている「労働安全衛生法の定期健康診断（いわゆる事業者健診）」の項目が全て含まれていますので、この健診を受ければまさに一石二鳥です。
（定期健康診断として実施する場合、事業所様が受診者負担（1人6,843円）を支払うこととなりますが、**同等の事業所負担のまま健診項目が増えますので、積極的に切替えていただくことをお勧めしています。**）

② 40～74歳のご家族様向け【特定健康診査】

ご家族様がこの特定健康診査を受診されるためには、**事業所様に後日お送りする「特定健康診査受診券」が必要となります。**お手数ながら従業員様をつうじて早めの配布をお願い致します。

資格喪失届提出時には、必ず保険証の添付を!



保険証は退職日までしか使用できません。

「退職月は月末まで使える」というのは誤解です。退職者からは退職日に必ず保険証を回収してください!

現在、次のような事例が発生して大変困っています…

1. 保険証を添付しないまま、資格喪失届だけを提出する事例
2. 資格喪失届のみを先に提出し、後日保険証を提出する事例 など

保険証返却のルールをもう一度確認してください!

事業主様が資格喪失届を年金事務所(日本年金機構)に提出する際、
退職者から回収した保険証を添付(同時提出)することが義務付けられています。



**事業主様におかれましては、
保険証の適正な使用のため「保険証即時回収」及び「資格喪失届への添付」に
ご理解、ご協力をよろしくお願い致します。**

お問い合わせ先



全国健康保険協会 茨城支部

業務グループ ☎ 029-303-1582 (直通)

協会けんぽ

〒310-8502 水戸市南町3-4-57 水戸セントラルビル

協会けんぽ茨城支部ホームページ <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/13,0,79html> または

協会けんぽ 茨城支部

検索

会員募集

茨城県年金受給者協会連合会 からのお知らせ

私たちは、各種年金(厚生、国民、共済)受給者及び年金受給予定者による約2万人の会員で構成し、運営しております。会員相互の親睦と福祉の向上を図るため、受給者協会では「年金に関する情報提供、スポーツ大会、広報紙発行、旅行、健康福祉講座」などを実施しております。

その他、各種会員割引サービスの充実を図り、皆さまの加入をお待ちしております。

☆ご入会等のお問い合わせやお申し込みは、下記の地区協会にご連絡ください。

水戸地区年金受給者協会 〒310-0021 水戸市南町3-4-57 ☎029-224-2116	水戸市、ひたちなか市、常陸大宮市、常陸太田市、那珂市、笠間市、鉾田市、鹿嶋市、神栖市、潮来市、行方市、小美玉市、大子町、茨城町、大洗町、城里町、東海村
県北地区年金受給者協会 〒317-0073 日立市幸町2-9-1 ☎0294-24-3305	日立市、高萩市、北茨城市及びその近隣市町村
県南地区年金受給者協会 〒300-0842 土浦市西根南1-10-23 ☎029-843-1689	土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、取手市、牛久市、つくば市、つくばみらい市、守谷市、かすみがうら市、稲敷市、小美玉市(旧玉里村)、阿見町、河内町、利根町、美浦村
県西地区年金受給者協会 〒308-0845 筑西市西方1813-25 ☎0296-25-2844	筑西市、古河市、結城市、下妻市、常総市、坂東市、桜川市、八千代町、境町、五霞町

(社)全国年金受給者
団体連合会 **茨城県年金受給者協会連合会**

〒310-0021 水戸市南町3-4-57 水戸セントラルビル5階 ☎029-300-4165